

定額自動送金規定

(令和2年2月1日現在)

1. 当行は、定額自動送金依頼書および定額自動送金変更依頼書（以下これらをまとめて「依頼書」といいます。）に記載された依頼内容（引落口座・送金先・送金金額・送金日等）に従って、送金日（当日が銀行休業日の場合は、前営業日か翌営業日か送金しないかの指定が可能）に引落口座から送金金額を引落しのうえ、送金先に電信扱いにより振込みます。
2. 送金の都度、当行所定の定額自動送金基本手数料および為替手数料（以下これらをまとめて「手数料」といいます。）を、引落口座から引落します。なお、手数料は、金融情勢その他諸般の状況の変化等により変更されることがあります。この場合、手数料変更日以後の送金については変更後の手数料を適用するものとします。
3. 本契約にもとづく引落口座からの払出しについては、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手または払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
4. 送金日において、送金金額および手数料の合計額が、引落口座から払戻すことができる金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じ。）に満たないときは、依頼人に通知することなくその月の送金は取り止めます。

なお、送金日において引落口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が引落口座から払戻すことができる金額に満たないときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
5. 本契約にもとづく送金については、受取書等は発行しません。
6. 本契約は、依頼書に記載された取扱終了年月の送金日をもって終了します。
7. 依頼人が本契約を解約する場合、または、変更する場合には、当行所定の書面により届出るものとします。なお、本契約は、引落口座が解約されたときに、同時に解約されるものとします。
8. 引落口座の預金残高の不足、送金先の受取口座なし等の理由により、振込不能の状況が当行所定の期間継続した場合等には、当行は本契約を解約することができるものとします。
9. 本契約および本契約にもとづく取扱等について損失・紛議等が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責を負いません。
10. 送金の組戻し等の取扱については、この規定の定めによるほか、当行の振込規定により取扱います。
11. (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上